「岡山いきいき子ども・若者プラン2025（仮称）」（素案）に対する
県民意見等の募集結果について

令和６年11月27日(水)から令和６年12月26日(木)までの間、「岡山いきいき子ども・若者プラン2025（仮称）」（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の31件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

＜寄せられたご意見等と県の考え方＞

１　第１章　計画の趣旨

番号	意見の要旨	県の考え方
1	素案では、「全て」と「すべて」が両方使用されているが、多くで使用されている「すべて」に統一した方がよい。	ご意見を踏まえ、素案における「全て」の表記を「すべて」に修正します。
2	戦後の日本で多くの子どもが生まれたのは補助金や子育て環境が良かったからではなく、人々が必死に働き、より良い国を作ろうとする気持ちがあったからだ。今の時代においても、結婚や出産を促進するためには、「仕事があること」「選り好みせず就職すること」「人類としての誇り」の３点が重要だ。 この３点に関連して、雇用、労働、教育、福祉のあり方などについて、プランを根本的に見直すべきだ。	計画策定の趣旨にも記載しているとおり、結婚、出産、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。 また、困難な状況にある子ども・若者の問題は、多岐にわたり、複雑さ、困難さを増しています。 こうした状況に対応するため、様々な主体と連携して、県民の結婚の希望を後押しし、安心して妊娠・出産ができる社会環境づくりを推進することや子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、すべての子ども・若者が健やかに育つ社会づくりを進めることが重要であると考え、本プランを取りまとめているところであり、プランに基づき各種施策に取り組んでまいりたいと考えています。

２　第２章　現状と課題

番号	意見の要旨	県の考え方
3	「(2)グローバル化の進展」の項目に、「グローバル化の加速により」とあるのは「グローバル化の進展により」とした方がよい。 また、同項目で「さまざまな」と記載している箇所は、他の項目の表記に合わせて「様々な」とした方がよい。	ご意見を踏まえ、それぞれ「グローバル化の進展」、「様々な」に修正します。

３　第３章　計画の概要

番号	意見の要旨	県の考え方
4	主要指標「婚姻率」の定義がわからないため、説明が必要だ。 また、「平均初婚年齢」の目標を「現在より低下」としているが、「低下」ではなく、よりふさわしい別の言葉にした方がよい。 プランの計画期間は５年間であることを踏まえ、「出生数に占める第３子以降の割合」の目標は、「19.9%」ではなく「20%以上」とした方がよい。	ご意見を踏まえ、「婚姻率」の定義を追記します。 なお、「平均初婚年齢」の目標については、現況値から目標値が下がる状態を端的に「現在より低下」と表記しているところであり、原案のままとします。 「出生数に占める第３子以降の割合」については、計画期間の５年間で１ポイント引き上げることを目標に「19.9%」としているところであり、原案のままとします。
5	主要指標「不読率」の定義が分からないため、説明が必要だ。	ご意見を踏まえ、「不読率」の定義を追記します。
6	「こども家庭センターの設置市町村数」の目標は「27 市町村」又は「全市町村」とした方がよい。	こども家庭センターの設置を段階的に増やしていくこととしており、最終的には「27 市町村」設置を目指していますが、現在の取組状況等を踏まえ、本計画の最終年度である令和11 年度の段階では、「25 市町村」を見込んでいるところであり、原案のままとします。

番号	意見の要旨	県の考え方
7	男性の育児休業取得率について、中小企業では５日以上で経済的メリットがある中で、中小企業が大多数である本県において、１４日以上とすることがふさわしいのか。	現状、1日以上育児休業を取得する男性従業員の割合は５割程度にとどまっていますが、県では、男性の育児休業の取得促進とともに、期間の長期化を図ることは、男性の家事・育児への参画と女性の負担軽減につながり、大変重要だと考えています。このため、１４日以上という目標の下、中小企業が活用できる国の助成制度等の周知を含め、男女がともに子育てしやすい環境づくりや気運の醸成に取り組み、子育てと仕事が両立できる環境整備を進めてまいりたいと考えています。
8	県立高校生を対象とした指標（「「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合」や「全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者」）について、県の計画であることを踏まえ、私立高校生を含めた方がよい。	設置者が学校法人である各私立高校は、独自の建学の精神と教育方針の下に特色ある教育を行っており、私立高校を含めた数値目標を設定することは考えていませんが、こうしたコンテストの周知などを通じて、県内の高校生誰もが参加できる機会を整えてまいります。
9	結婚、妊娠・出産について、性的マイノリティの方や妊娠・出産をしたくてもできない方が生きづらい社会とならないよう配慮を求める。 「次代を担うすべての子ども・若者が尊厳を重んじられ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことに、すべての県民が共感するための基本理念を設定します」とあるが、子ども・若者は「次代」をまたず、いま現在でも人間としての尊厳を守られる必要があるのではないか。 また、子どもは県民の「宝物」という表現も、子ども・若者の人間の尊厳と調和していないのではないか。	結婚、妊娠・出産については、計画策定の趣旨に記載しているとおり「個人の考え方や価値観、個人の自由な選択が尊重されるものであることを前提」としており、性的マイノリティの方や妊娠・出産をしたくてもできない方へも配慮しながら、各種施策に取り組んでまいります。 「次代を担う」については、子ども・若者が次代においてのみ存在することを表したものではなく、現状においても子ども・若者の人間としての尊厳が守られる必要があることを含んでいます。 また、子ども・若者一人ひとり人間としていかに大切にされるべきかという視点から「宝物」と表現しています。

４　第４章　計画の内容

Ⅰ　結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

番号	意見の要旨	県の考え方
10	「１　若者のライフデザイン構築支援」において「施策の方向」に記載されている「妊孕性」の説明が必要だ。	ご意見を踏まえ、説明及びルビを追加し、「妊孕性（にんようせい）（妊娠のしやすさ）」とします。

Ⅱ　乳幼児期における教育・保育の充実

番号	意見の要旨	県の考え方
11	「県区域」について、市町村を一つの単位として27区域としているが、用語として違和感を覚える。	県は、法律により市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、区域を定めることとされており、本県では各市町村の状況を踏まえ、市町村単位で区域を定めているため、原案のままとします。
12	ファミリー・サポート・センターの説明について、「主婦」の表現は見直した方がよい。	ご意見を踏まえ、ファミリー・サポート・センターの説明を修正します。
13	保育の無償化について、子どもの年齢差によって制度の対象とならないのは問題だ。また、児童手当の支給についても子どもの年齢差によって支給額に差が生じることも問題であり、県全体で統一的に対策してほしい。	子育て世帯への経済的な支援については、自治体の財政力による地域間格差が生じることのないよう、全国一律で対応されるべきと考えており、国による対応を働きかけているところです。
14	ファミリー・サポート・センターに登録したが、地域にサポートを引き受ける人がいないため、断られた。地域格差を生まないようにしてほしい。	県が実施しているサポート提供会員向け研修の受講を呼びかけたり、提供会員を増やすための工夫例を事業実施主体である市町村に紹介するなど、提供会員の増加につながるよう努めてまいります。
15	子育てに悩みや不安を抱え、身近に相談相手のいない保護者の支援は「家庭教育への支援」ではなく、「子育て支援」又は「養育への支援」ではないか。「家庭教育」をめぐる一連の施策では、「家庭教育」と「子育て」「養育」との関係が曖昧なため、見直す必要がある。	子育てについての不安や悩みを持つ方への支援としては、気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援、子育て支援拠点の増加促進、相談相手となる人材育成等、家庭教育への支援の枠組みでの取組以外にも様々な取組を行っており、「３　地域ぐるみの子育て支援の推進」の各項目に記載しているところです。 なお、「家庭教育」と「子育て」「養育」は密接に結びついているため、関係部署とも連携して取り組んでまいります。

Ⅲ　子ども・若者の成長を支援する環境の充実

番号	意見の要旨	県の考え方
16	「①人権教育・啓発の推進」において記載されている「ＬＧＢＴＱ」の説明が必要だ。	ご意見を踏まえ、説明を追記します。
17	「ＩＪＵターン就職」のうち、最も必要なのはＵターン就職だ。	県内企業が、若者に就職先として選ばれることは重要であり、「おかやま就職応援センター」を通じた就職支援や、「Ｖ　１　子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）」に掲げる施策へ取り組むなど、Ｕターンをはじめ、ＩＪターン就職の促進にも努めてまいります。
18	教員が児童と向き合えるよう、学校の実情に応じて、１学級の児童数を 30 人とすべきだ。	教職員体制を整備し、子どもたちの学習・生活両面の成長を図る観点から、教員定数の改善について、国に対して要望しているところであります。
19	ＩＣＴの活用とスマホの普及が進んでいるため、県立図書館に電子図書館を整備してほしい。 また、電子図書館にも精通した司書をどの学校にも専任で配置する必要がある。	電子図書館は、内容を検索しやすくなり調査研究の利便性が向上するという点や、障害などの理由により紙の書籍を利用することが困難な方が利用できるようになるという点で、有効であると考えています。一方で、コンテンツ数が十分でないことや、紙の書籍より割高であることなどが課題であり、県立図書館における導入は、どういった範囲で導入するのが適切かなど様々な点を踏まえながら検討してまいります。 なお、電子図書館にも精通した司書の配置については、ご意見も踏まえ、資質向上のための研修の実施等についても検討してまいります。
20	学校でのＩＣＴの活用について、端末がＷｉ－Ｆｉに接続できないなどの問題が多発しており、まずはインフラ整備が必要だ。 また、教員に機械の整備を任せるのではなく、問題に対応できる支援員を配置してほしい。	ネットワークやＩＣＴ機器の不具合への対応等については、外部人材の活用が効果的であると考えており、各学校の設置者において、学校現場の実態を踏まえ、ＩＣＴ支援員の配置などの支援を行っているところです。

Ⅳ　きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

番号	意見の要旨	県の考え方
21	特別支援学校高等部への進学について、一律に学区制ではなく、公共交通機関の利便性等を考慮して、学区を選択できるようにしてほしい。 発達障害児や不登校児など支援を要する子どもの数は少なくはないため、小中学校だけではなく、県立の高等学校でも、支援を要する子どもを想定したクラス編成、授業をすることはできないか。 県ホームページの「高等学校における発達障害のある生徒の理解と支援のために」について、2008年3月26日以降未更新のため、現在の状況に合わせてほしい。	特別支援学校の通学区域については、児童生徒数の推計等を勘案して設定しているところであり、学区の選択制の導入までは考えておりません。 また、お話の支援を要する子どもを想定したクラス編成や授業をすることは困難ですが、県立高等学校においては、不登校生徒に対する学習機会の確保について、学習意欲はありながら登校できない生徒を対象として、当該生徒が原級留置、転学、中途退学することなく学びを継続し、在籍校を卒業することができるよう、遠隔授業等を実施しているところです。 なお、現在の状況に合わせて改定した発達障害のある生徒の理解と支援に関する内容を含めて、高校教員向けのガイドブックを作成し、ホームページに掲載することとしておりますので、そちらをご覧ください。
22	子どもからのＳＯＳの連絡はどのくらい利用されているのか。自殺する子を救う取組を強化してほしい。	子どもの自殺対策は大変重要と考えており、今年度、市町村等からの要請に基づき助言や支援を行う、専門家で構成する子ども・若者を対象とした自殺対応チームを設置したほか、身近なところで自殺のサインに気づき専門家につなげるゲートキーパーの育成や、民間団体による２４時間の電話相談など、体制の整備に努めているところであり、引き続き関係機関と連携しながら、子どもをはじめ、県民の自殺対策にしっかり取り組んでまいります。 また、県教育委員会では、各種相談窓口の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置やアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、ＳＯＳの出し方に関する教育の推進等により、児童生徒の自殺の未然防止に取り組んでいるところです。引き続き、教職員の対応力向上を含め、取組の充実を図ります。
23	「①児童福祉司の配置等」において記載されている「スーパービジョン」の説明が必要だ。	ご意見を踏まえ、「スーパービジョン（教育及び指導）」に修正します。

番号	意見の要旨	県の考え方
24	「民生(児童)委員」について、「済世顧問制度」が起源であることを踏まえ、表記を変えてほしい。	民生委員については民生委員法、児童委員については児童福祉法において明示されており、原案のままとします。なお、ご意見にもあるような歴史も踏まえ、民生（児童）委員制度の推進に取り組んでまいります。
25	私立高等学校の授業料無償化について、世帯年収が 910 万円と 350 万円と 270 万円の場合を加えた説明にしてほしい。	私立高校の授業料が実質無償化となっているのは、年収目安 590 万円未満の世帯であるため、その他の世帯年収について記載することは考えておりません。
26	「⑥支援体制の強化」において記載されている「アウトリーチ」の説明が必要だ。	「アウトリーチ」という表現は、同項目文中の「巡回」と同義であり、重複するため削除します。

Ⅴ　ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

番号	意見の要旨	県の考え方
27	「(４)病児保育の充実」について、病児保育だけではなく病後児保育も必要だ。	病後児保育も含めて病児保育と記載しています。
28	計画立案組織自らの目標と取組状況を確認するため、「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」における岡山県庁職員の１４日以上の育休取得率を明らかにするとともに、岡山県庁職員の目標取得率と取得率向上のための具体的な取組を教えてほしい。	県職員については、岡山県子育て・女性職員活躍推進計画に基づき計画的に取り組んでいるところであり、目標取得率と取組状況は、県人事課ホームページで公表しております。 ○男性職員（知事部局等）の育児休業取得率（１４日以上） R5 年度実績：54.1% R7 年度目標：85% ○男性職員の育児休業取得率向上のための具体的取組 子どもが生まれた男性職員及び所属長に向けた知事からのメールやイクボス手帳の送付のほか、研修の場を活用したワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発、育休からの復職支援研修、所属長による育休取得意向に関する面談の実施、「県庁イク☆ダン応援団」等の取組を行っています。

番号	意見の要旨	県の考え方
29	実際の子育てはワークだ。保育人材の確保も必要であるが、保護者の就労を要件としない通園制度が必要だ。 また、二人目以降を出産した際の保育要件も家庭の実情に応じて、柔軟に設定できるようにする必要がある。	より柔軟な保育ニーズに応えられるよう、こども誰でも通園制度が令和８年度から本格施行される予定です。 また、保育所等への入園については、市町村が保育の必要性の高い方を把握し、必要性の高さに応じて優先的に利用できるよう調整を行っており、利用調整に当たっては、市町村ごとに公平性が確保される仕組みが設けられ、適切に運用されているところです。
30	子どもへの受動喫煙の危害について、子どものいる場所、特に家庭内などでの喫煙をやめるべきであると周知徹底する必要がある。いくつかの自治体では、受動喫煙防止条例において、子どもがいる場所で喫煙しないよう規定を設けているが、本プラン及び県受動喫煙防止条例にも同様の趣旨を盛り込み、子どもたちを受動喫煙の危害から守ってほしい。 また、子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」を県と市町村で検討してはどうか。	子どもへの受動喫煙防止について周知徹底することは大変重要なことから、今年度、高校生を題材にした受動喫煙防止に向けた動画を配信するなど、その啓発に努めているところです。本プランや県受動喫煙防止条例に、子どもがいる場所で喫煙しない旨の記載や規定等を行うことまでは考えていませんが、県の健康増進計画である「第３次健康おかやま２１」の推進を図る中で、子どもを含めた誰もが望まない受動喫煙を受けることのない環境づくりを目指してまいります。 また、禁煙外来治療費助成については、令和３年度から３年間、企業に対し同趣旨の助成を実施したところ、禁煙治療薬の出荷停止等もあり、実績が伸び悩んだところですが、今回いただいたご意見は、今後の事業検討に当たっての参考とさせていただきたいと考えています。

Ⅵ　子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

番号	意見の要旨	県の考え方
31	「(３)子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映」の重点施策に、高校生議会を追加してほしい。	高校生議会については、高校生が意見を表明する貴重な機会の一つとなっていると捉えています。現時点で、重点施策として位置付けることは考えておりませんが、様々な機会を設け、子ども・若者の意見表明の機会を充実したいと考えています。